

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

茨城県信用保証協会は、中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たしながら、『中小企業のライフライン』としての機能を十分に発揮し、地域経済の発展に貢献します。

平成24年度から平成26年度までの3ヶ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んでまいります。

（1）政策的保証制度や企業のニーズにあった保証の推進

東日本大震災、そして円高や原材料価格高騰の影響により事業活動に支障を来している中小企業に対して、東日本大震災復興緊急保証や経営安定関連保証等を中心に、国や地方公共団体の政策的保証制度を推進します。

また、創業支援、特定社債保証、流動資産担保融資保証等、様々な制度を企業の局面・ニーズに合わせて推進し、さらには、中小企業金融円滑化法の主旨を踏まえ、資金繰りの厳しい中小企業に対しては借換保証等を活用して資金繰り円滑化を支援して行きます。

（2）金融機関との連携と適正保証の推進

中小企業を取り巻く厳しい経営環境が続く中で、金融機関からの情報を有効に活用し中小企業の置かれている現状を把握する一方、大口先、新規先あるいは業績が不安定な先については、現地調査・面談を積極的に行い、企業の実態把握に努めます。

また、業種別の動向や金融機関の支援態勢、当協会のCRDデータによる格付情報に基づき傾向分析を行いながら、金融機関との連携の下、適正な保証を推進します。

さらには、新規保証や優良先の保証を推進し、保証利用者数の底上げや保証資産の良質化を図ります。

(3) 期中支援・管理態勢の強化・充実

経営基盤の弱い中小企業を積極的に支援するために、金融機関と連携しながら現地調査・面談を実施して、財務面のアドバイスや借換保証・条件変更等による資金繰りの改善を図り、また中小企業支援ネットワーク等の外部支援機関を活用しながら、企業の財務改善や資金繰り改善に寄与する経営支援を行います。

早期延滞先や事故報告受領先については、金融機関と連携して企業の現状把握に努め早期正常化を図り、代位弁済の抑制に努めます。

また、再生を必要とする企業に対しては、金融機関、中小企業再生支援協議会との連携により、様々な再生手法と保証制度を活用し、中小企業の再生に積極的に取り組みます。さらに東日本大震災により二重債務を抱える企業については、産業復興相談センター等との連携により、企業の再生について積極かつ適正な支援を行います。

(4) 広報活動の充実

保証制度等について中小企業から広く理解を得るため、ホームページや広報誌等の充実を図るとともに、中小企業に対し直接情報を発信していく態勢づくりを進めます。

また、新規保証先を増やすため、金融機関や関係機関等を活用した積極的な広報に努めます。

(5) コンプライアンス態勢の更なる充実

中小企業金融における信用保証協会の公的使命と社会的責任を遂行するため、コンプライアンスを経営管理の機軸とし、コンプライアンス関係規程の整備に努めるとともに研修の反復継続により一層の態勢強化に取り組み、公正で信頼性の高い組織体制を構築していきます。

さらに、個人情報の管理体制についても、役職員の情報管理意識を高めるとともに、セキュリティの強化を図ります。これらコンプライアンスの推進を図るために、コンプライアンス委員会が定期的に推進状況の検証と管理を行います。

また、指導検査室による内部監査を適時実施するとともに、常勤監事による監査により、適正な業務運営及び会計処理に努めてまいります。